破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１２４号
山形県東村山郡中山町大字達磨寺1100番地２
債務者　奥山　新一
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７７号
山形市八日町１丁目３番45号　高梨アパート10号
債務者　藤原　直樹
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８８号
山形県村山市大字名取1932番地
債務者　齋藤　　明
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９３号
山形県天童市久野本３丁目２番13号
債務者　平　奈津子
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９６号
山形県天童市交り江３丁目６番９号　アーバン４ハイツ101号
債務者　板垣　和真
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０３号
山形県東村山郡山辺町大字山辺2866番地２
債務者　谷口　栄介
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１０号
山形市松栄２丁目６番８号
債務者　坂口　　亮
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１１号
山形県寒河江市中央１丁目15番２号
債務者　長谷川修平
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９０号
岩手県陸前高田市高田町字長砂23番地９
債務者　紺野　　傑
１　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第６７号
群馬県邑楽郡邑楽町大字篠塚2706番地５
債務者　知念敏江こと　チネン　アメリア　トシエ
１　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１０３号
岐阜県大垣市久徳町224番地４
債務者　武藤　新次
１　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本中野60番地
債務者　田中　俊行
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第１４６号
静岡県富士市富士岡130番地の６
債務者　柴田　哲也
１　決定年月日時　平成22年６月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月５日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第３０号
岩手県宮古市八木沢３丁目12番６号
債務者　佐々木正光
１　決定年月日時　平成22年６月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月20日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第３１号
岩手県宮古市田老字樫内118番地
債務者　上田　丈司
１　決定年月日時　平成22年６月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月20日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第３３号
岩手県宮古市板屋３丁目４番50号
債務者　高山幸一郎
１　決定年月日時　平成22年６月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月20日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第１７５５号
埼玉県加須市上崎690番地の２
破産者　拓生物流有限会社
１　決定年月日　平成22年６月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係